

有料時間貸駐車場用区有地貸付 質問と回答 【物件番号4】世田谷区上祖師谷五丁目1018番14、1019番7 外

Q1	上祖師谷5丁目は、基本的には砂利や舗装を撤去し、更地で明け渡しの認識でよろしいでしょうか。赤堤は、アスファルト舗装は区の所有のため、アスファルト舗装は残し、機械の撤去時に発生した穴などはモルタルで補修するかたちで可能でしょうか。
A1	今回、貸付けを開始するときについては、原則として、現在の貸付先の事業者が従前の状態に戻した状態での貸付けとなります。ただし、現在の事業者と本入札により貸付先となる事業者間の協議で引継ぎを行うものについては、区の承諾できるものについては引継ぎ可能となります。 従いまして、上祖師谷5丁目については、砂利敷き部分は、原則として更地での引渡しとなります。一部アスファルト舗装部分は、現況のまま引渡しとなります。赤堤については、アスファルトの状態での貸付け開始になります。機械の撤去時に発生した穴などは、アスファルト(モルタルは不可)での復旧をしていただくことになります。

Q2	更新を合わせて、最大で4年4ヶ月間の契約の認識でよろしいでしょうか。
A2	ご認識のとおりです。

【6月25日更新】

Q3	現地に精算機を設置せず、QRコード付きの看板からオンラインで精算する、キャッシュレス専用の時間貸し駐車場での運用でも問題ございませんでしょうか。
A3	問題ございません。

Q4	契約開始時点で、アスファルト舗装または砂利舗装は施工されておりますでしょうか。
A4	上祖師谷につきましては、一部アスファルト舗装部分は、現況の状態で契約開始となります。砂利敷き部分は、原則として更地で契約開始となりますが、落札後に現事業者との協議が成立すれば、砂利舗装を引き継ぐことも可能です。 赤堤につきましては、アスファルトの状態で契約開始となります。

Q5	契約終了時には、アスファルト舗装または砂利舗装を撤去し、更地に戻す必要がございますでしょうか。
A5	上祖師谷(一部のみアスファルト舗装)および赤堤のアスファルト舗装は、契約終了時にアスファルトを撤去する必要はありません。砂利舗装につきましては撤去し、更地にしていただきます。 なお、いずれの場合も、契約が終了する期日までに、契約後に落札事業者が新たに設置した工作物、設備及び地下埋設物等並びに前事業者から引き継いだ工作物、設備及び地下埋設物等は自己の負担で撤去していただきます。

【7月8日更新】

Q6	赤堤1丁目について、全体13台のうち4台がフラップなしで月極利用に見受けられました。原則月極不可の内容に反していますが、区との協議次第では可能なのでしょうか？
A6	「一般競争入札による有料時間貸駐車場用区有地貸付募集案内」p.14の「物件調書」に記載のとおり、月極は不可です。

Q7	上祖師谷五丁目について、駐車場の決済方法にエレペイというQR決済のみ(現金不可)の導入も検討しています。時間貸し駐車場であれば、決済方法の種類は問わないという認識でよろしいでしょうか。
A7	ご認識のとおりです。

【7月9日更新】